

第二回上海日中連携会議報告

——日中企業における産学連携の取り組み——

日中企業連携PJ*

抄録 日中企業連携PJの一環として、2007年3月13日上海市において、上海市知識産権研究会との共催で、第二回上海連携会議を開催した。(参加者は約50数名、日本側22名中国側約30名)。テーマは日中における産学連携の取り組みである。午前中に日中両国の産学連携の現状および問題点についての基調講演を行い、午後は二つのグループに分かれて産学連携に対する日中企業の具体的な考え方、産学連携における契約上の問題についてグループディスカッションが行われた。中国の場合は研究所が関与することが多く産学研連携である点日本と少し異なる点があるが基本的には同じ考えであることがわかり互いに認識を深めることができた。

目次

1. はじめに
2. プログラムと参加者
 - 2.1 開催日時、会場
 - 2.2 参加者
3. 会議の概要
 - 3.1 挨拶
 - 3.2 基調講演
 - 3.3 グループディスカッション
 - 3.4 グループ発表講評・閉会の時
4. おわりに

1. はじめに

日本知的財産協会(JIPA)と上海市知識産権局(SIPA)の交流は2003年8月から始まり足かけ4年になる。2005年4月15日に日本知的財産協会は上海市知識産権局、上海市知識産権服務中心の協力を得て、第1回日中企業連携・知財フォーラムを約300名の参加者を得て開催した。このフォーラムでは、これからアジアとともに発展していくべき存在である日中両国が連携し、知的財産の活用により日中企業相互の発展を目指し、企業関係者の連携を深める第一

歩として成功した。この成功を踏まえSIPAと議論し特定のテーマで日中企業関係者の更なる連携の強化を図るべく検討した。その結果、新たな試みとして2006年2月に実務的な議論を深めることを狙いとして「日中企業における営業秘密の保護のあり方」をテーマに日中企業の小グループのディスカッション形式の連携会議を開催した。このような場が日中企業の連携を深めるプラットフォームとして重要であることがわかり、今後も継続することが日中双方の合意で決まった。今回の第二回連携会議では「産学連携」をテーマとして取り上げ、如何にして知的財産を創造し、活用するかを日中企業が具体的事例で発表し意見交換することで有意義な会議を開催することができた。なお、本年度の活動には、テーマに沿い、産学連携PJ、フェアトレード委員会、ライセンス委員会が参画、現地では北京IPG、上海IPGからも参加いただいた。

* 2006年度 Corporate Cooperation between Japan and China PJ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. プログラムと参加者

2.1 開催日時、会場

日時：2007年3月13日（火）8時30分～18時

会場：上海市知識産権園

プログラム：

- 8：30 開会挨拶（SIPA：陳局長，JIPA：竹本常務理事）
- 9：00 基調講演「中国における産学研連携の現状」任軍教授（上海生物医薬交易中心主任）
- 10：40 基調講演「日本企業の産学連携のスタンス」戸田常務理事
- 12：00 昼休み
- 13：00 グループディスカッション
Aグループ 産学連携のあり方
Bグループ 企業と大学との契約の留意点
- 17：00 グループまとめ発表
- 17：30 講評（SIPA：陳副局長，JIPA竹本常務理事）
- 18：00 閉会

2.2 参加者

(1) 日本側

竹本一志（JIPA常務理事・日中企業連携PJリーダー），戸田裕二（JIPA常務理事・産学連携PJリーダー），浜田郷子（JIPA）

Aグループ：小関知彦（凸版印刷），相馬和生（トヨタ自動車），任草琴（アルプス電気），八木孝雄（大塚製薬），宮下聡史（三菱レイヨン），濱宏行（ダイキン工業）

Bグループ：宇野元博（オムロン），井本史生（日本電気），田中晋（ユニ・チャーム），柏原長武（ポリプラスチックス），村瀬賢司（横河電機），岩井勇行（ソニー），久永道夫（デンソー）

(2) 中国側

Aグループ：孟慶国（緑谷集团有限公司），沈麗麗（新生源生物医薬研究有限公司），包革（電器科学研究所集团有限公司），徐偉（上海医薬工業研究院），譚文松（華東理工大学），陳沙梅（東華大学）

Bグループ：楼志斌（上海科学院），張彦（上海中信国健薬業有限公司），陳心華（上海新型紡紗技術開発センター），朱浩江（上海通用汽車有限公司），黄芳（上海高科バイオエンジニアリング），戴竣（上海交通大学），曹絳梅（上海電力学院）

3. 会議の概要

3.1 挨拶

(1) 陳上海知識産権局局長

今回の会議は三つの特徴が挙げられる。まずタイミングが非常によい。次にテーマがよい。産学研連携は上海地域だけでなく、中国全体、乃至全世界の共通の課題である。

第三に、本会議は小規模であり、参加者が40名ぐらいで会議における日本企業、研究所、大学間の交流結果が期待できる。「自主创新」と「知的財産の活用」は上海におけるホットな話題であり、今日の会議が参加者に有意義なものになると思う。



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) 竹本日本知的財産協会常務理事

今回のテーマである「産学連携」はその課題が「如何に知的財産を創造し、これを活用するか」にあり、「産学連携」を議論することは昨今企業が直面している具体的な課題を検討するばかりか、知的財産の創造・活用について深掘りすることになり、日中企業にとって極めて意義深いものと考ええる。



3. 2 基調講演

(1) 任軍生物医薬交易中心主任—中国における産学連携の現状—

中国における産学連携は「政府指導・市場促進」という形式を取っているが、形態としては委託開発、経営実態の共同設立、研究プロジェクトの共同開発などが挙げられる。現段階の産学連携の特徴は、大学が企業に対し、技術開発、技術移転、技術コンサルティング、技術サービス等を提供し、政府が企業に対し大学・研究所と共同で技術研究を行うように指導・推進することである。なお、法律の整備や資金投入を行うとともに、それぞれの優位性を生かして共同で利益を享受し、リスクを分担するという多種形式、多階層、多元化の枠組みを構築するのが現段階の目標である。しかし、中国でも産学研を阻害する様々な要因がある。具体的には、体制が整っていないための問題、企業・大

学・研究所の産学研連携における観念・思想が市場経済の要求に合致していない問題、企業側が創新の主体になっておらず産学研の牽引としての役割が十分でないという問題、証券市場の未整備、知的財産の保護・運用の不十分など問題が挙げられる。

産学研連携を通じて科学技術成果の商品化と産業化を促進し、企業の競争力を強化することは、中国の科学技術の進歩と経済発展を実現する上での基本政策であり、上海市、国家とも発展戦略として明確に政策を打ち出している。



(2) 戸田常務理事—日本企業と産学連携—

日本での産学連携案件は2004年の国立大学法人化をきっかけに急増している。イノベーションの創造には産学連携が重要な鍵を握っており、日本政府も科学技術立国、知的財産立国を目指して諸政策を実行してきた。

しかしながら、幾つかの課題が横たわっているのも事実である。国立大学法人化以降の課題の一つとして大学への不実施補償の支払いの問題があった。政府が以前作成した産学連携の共同研究契約の雛型に不実施補償規定が盛り込まれており、大学がその契約（規定）雛型をそのまま運用しようとしたことから企業と大学間で大きな論争に発展した。これにより2003年から2005年にかけて産学連携が一部足踏みした。企

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

業の不実施補償容認・不容認の姿勢は業界によっても様々であるが、産学連携の発展のためには、雛型主義を排した契約条件の柔軟な設定が望まれる。

契約問題の他、日本の大学知財本部・TLOのあり方、大学における技術情報（営業秘密）管理、国際的な産学連携のあり方、産学連携人材の育成などの課題があるが、コミュニケーションを強化して相互理解の醸成を図り、産学連携を成功させる必要がある。



3.3 グループディスカッション

(1) A グループ産学連携のあり方

産学連携のあり方という非常に広いテーマで議論したが日中の産学連携の実態が見えてくるものとなった。日本側が、企業の立場に立った、産学連携に求めること、成果の取り扱いなどについて発表したのに対し、中国側は企業、研究所、大学という色々な立場からの発表がなされた。

双方の発表により、日中の産学連携が基本的には相違がないことが理解できた。しかし、中国の方が日本より伸び伸びとして自由な取り組みをしているように感じられる。

日本では基調講演で戸田常務理事が指摘された雛型が今なお影響を及ぼしているのではないかと考えさせられるところである。なお、中国でも不実施補償という考え方はあるとの指摘が

あったが、日本のような問題は起こっていないとのこと。興味深い点であったが時間がなく十分な議論ができなかった。

中国側からは、日本における大学と企業間の色々な問題は必ずしも悪いことではないのではないか、企業も大学も慎重な姿勢をとっている証拠だと思うというコメントがあった。



(2) B グループ企業と大学と契約の留意点

産学連携における契約について、契約項目ごとに日中双方にてどのような点がポイントになるかを検討した。契約の条項の例示として①権利帰属②秘密保持③発明者報奨④侵害対策⑤実施許諾⑥出願判断⑦技術不正流入の防止の7項目に絞り各々企業、大学、研究機関がどのように契約を行うかについて事例をまじえて議論した。

議論になった点は、秘密保持に関する事項である。特に大学における学生の管理について議論した。結論としては日中企業と大学では機密保持に相当の温度差があり、企業としてはいかに大学側の秘密管理の意識を上げ、秘密管理を徹底することが今後の問題になるということであった。

また、不実施補償の考え方については日中双方で温度差が感じられた。中国側ではいまのと

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ころ余り深く検討されていないようであった。

契約作成時の問題として、例えば「持分」という言葉の使い方や大学教授と個人契約する場合の注意など日中企業が契約を結ぶ際に注意する点が微妙に異なることがわかった。

3. 4 グループ発表講評・閉会の辞

各グループリーダーからグループでのディスカッションの結果が報告され、その後竹本常務理事、SIPA陳副局長から講評・閉会の辞があった。

4. おわりに

第1回と同様に無事成功を収め、日中企業同士の相互の連携がより深まったと思われる。今後も本会議は日中企業の連携を深めるプラットフォームとして、日中間に存在する知的財産に関する問題点を洗い出し、共有化した課題の解

決策を相互に検討することにより知的財産の有効活用を図り、日中企業連携会議が両国の発展に寄与するものと期待された。

2007年度も日中企業連携PJにおいて第三回連携会議が開催されることが望まれる。



(原稿受領日 2007年4月17日)

